

## 円滑な移行措置に関する他の用例

### 改正法附則第 3 条第 2 項関係

#### 1 下位法令において、指定機関の指定のみを規定する例

○労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抄）  
（指定試験機関の指定）

第七十五条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の指定する者（以下「指定試験機関」という。）に前条第一項の規定により都道府県労働局長が行う免許試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

○労働安全衛生法第七十五条の二第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成 13 年厚生労働省令第 67 号）（抄）

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）を実施するため、労働安全衛生法第七十五条の二第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令を次のように定める。

労働安全衛生法第七十五条の二第一項に規定する指定試験機関は、公益財団法人安全衛生技術試験協会とし、その者が行うことができる試験事務は、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第六十九条各号に掲げる免許試験の実施に関する事務の全部とする。

#### 2 下位法令において、指定機関の指定のみならず、指定の手續や講習の内容等の詳細も規定する例

○電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）（抄）  
（第一種電気工事士の講習）

第四条の三 第一種電気工事士は、経済産業省令で定めるやむを得ない事由がある場合を除き、第一種電気工事士免状の交付を受けた日から五年以内に、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の指定する者が行う自家用電気工作物の保安に関する講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降についても、同様とする。

○電気工事士法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 97 号）（抄）  
（指定の申請）

第九条の九 法第四条の三の指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

(申請書及び添付書類)

第九条の十 前条の申請は、様式第五の七による申請書に次の各号に掲げる添付書類を添えて、指定を受けようとする日の四月前までに、経済産業大臣に提出して行うものとする。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書並びに事業報告書又はこれらに準ずるもの(法第四条の三の指定を受けようとする者が当該申請の日を含む事業年度に設立された法人である場合には、その設立時における財産目録又はこれらに準ずるもの)
- 三 申請の日を含む事業年度における事業計画書
- 四 法第四条の三の指定後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算書
- 五 役員の氏名及び経歴を記載した書類
- 六 法第四条の三の指定後五年間の同条の自家用電気工作物の保安に関する講習(以下「定期講習」という。)に係る業務(以下「定期講習業務」という。)の実施に関する計画書
- 七 次条第一項第一号イ及びロに掲げる事由に該当しないことを説明した書類
- 八 定期講習業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

(指定の基準)

第九条の十一 経済産業大臣は、第九条の九の申請を行つた者が次の各号に適合していると認めるときは、その指定を行うものとする。

- 一 次に掲げる事由に該当しないこと。
  - イ 第九条の二十一の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
  - ロ その業務を行う役員のうち法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者がある者
- 二 職員、設備、定期講習業務の実施の方法その他の事項についての定期講習業務の実施に関する計画が、定期講習業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 三 前号の定期講習業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
- 四 法人であること。
- 五 定期講習業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて定期講習業務の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

- 2 指定は、指定講習機関指定簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 指定年月日及び指定番号
  - 二 指定を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 三 定期講習業務を行う事務所の名称及び所在地
- 3 経済産業大臣は、法第四条の三の指定を受けた者（以下「指定講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、指定講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（指定講習機関の名称等の変更の届出）

第九条の十二（略）

（指定の更新）

第九条の十三（略）

（承継）

第九条の十四（略）

（定期講習実施の義務）

第九条の十五 指定講習機関は、公正に、かつ、次の各号に掲げる基準に適合する方法により定期講習を行わなければならない。

- 一 毎事業年度、各都道府県ごとにそれぞれ一回以上行うこと。
- 二 次の表の第一欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる内容を同表の第三欄に掲げる条件のいずれかに適合する講師により、同表の第四欄に掲げる時間以上の講義により行うこと。

科目	内容	講師	時間
自家用電気工作物の保安に関する法令	法令及びこの省令並びにその他関係法令の概要及び改正の内容	<p>一 第一種電気工事士であつて、第一種電気工事士免状の交付を受けた後、第二条の四第一項に規定する電気に関する工事に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。</p> <p>二 電気事業法第四十四条第一項に規定する電気主任技術者免状（以下「電気主任技術者免状」という。）の交付を受けている者であること。</p> <p>三 第十三条の七第一号イ、ロ、ハ、ニ又はトに掲げる要件に該当する者であること。</p>	二時間

自家用電気工作物に係る電気工事に関する知識	一 自家用電気工作物に係る電気工事の施工方法の概要 二 自家用電気工作物に係る電気工事に関する技術進歩の内容	一 第一種電気工事士であること。 二 電気主任技術者免状の交付を受けている者であつて、電気主任技術者免状の交付を受けた後、電気工作物の工事、維持又は運用に関する業務に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。 三 第十三条の七第一号イ、ロ、ハ、ニ又はトに掲げる要件に該当する者であること。	二時間
自家用電気工作物に係る電気工事に関する事故例	自家用電気工作物に係る電気工事に関する事故及びその原因	一 第一種電気工事士であつて、第一種電気工事士免状の交付を受けた後、第二条の四第一項に規定する電気に関する工事に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。 二 電気主任技術者免状の交付を受けている者であつて、電気主任技術者免状の交付を受けた後、電気工作物の工事、維持又は運用に関する業務に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。 三 第十三条の七第一号イ、ロ、ハ、ニ又はトに掲げる要件に該当する者であること。	二時間

- 三 不正な受講を防止するための措置を講じること。
- 四 第二号の表の第二欄に掲げる事項を含む適切な内容の教科書及び視聴覚教材その他の教材（以下「教材等」という。）を用いること。
- 五 教材等（視聴覚教材を用いる場合にあつては視聴覚教材を除く。）は、受講者に配布すること。
- 六 講師は、講義中にされた講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。
- 七 一の定期講習の受講者の数は講師一人につきおおむね二百人以下であること。
- 八 次条第一項の規定により届け出た同項に規定する定期講習業務規程を遵守すること。
- 九 定期講習の受講手数料が、定期講習業務の適正な実施に必要と認められる額であること。
- 十 定期講習の受講手数料は全国的に統一して定めること。
- 十一 定期講習業務以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が定期講習業務と誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

- 2 指定講習機関は、定期講習終了後、第一種電気工事士免状の所定欄に受講年月日及び受講場所を記載し、並びに指定講習機関の認印等を付さなければならない。
- 3 指定講習機関は、毎事業年度、各都道府県において予想される受講を希望する第一種電気工事士の受講の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 経済産業大臣は、指定講習機関が行う講習が第一項各号の基準に適合していないと認めるとき、又は第二項の規定に違反していると認めるときは、当該指定講習機関に対し、定期講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

#### (定期講習業務規程)

第九条の十六 指定講習機関は、定期講習業務に関する規程（以下「定期講習業務規程」という。）を定め、様式第五の十一による届出書に当該届出に係る定期講習業務規程を添えて、当該業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときは、様式第五の十二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 2 定期講習業務規程には、次の各号に掲げる事項を定めておかなければならない。
  - 一 定期講習の申込方法、実施場所、実施体制その他定期講習の実施の方法に関する事項
  - 二 定期講習の受講手数料及び収納の方法に関する事項
  - 三 不正受講の防止及び不正受講者の処分に関する事項
  - 四 科目別担当講師の選任及び解任に関する事項
  - 五 定期講習業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
  - 六 定期講習業務の内容に係る訂正に関する事項
  - 七 その他定期講習業務の実施に関し必要な事項
- 3 経済産業大臣は、第一項の規定による定期講習業務規程が定期講習業務の適正かつ確実な実施を図るため適当でないと認めるときは、指定講習機関に対し、定期講習業務規程を変更すべきことを勧告することができる。

#### (指定事業の廃止)

第九条の十七 指定講習機関は、指定事業を廃止しようとするときは、廃止の日の一年前までに、様式第五の十三による届出書を経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (定期講習の実施計画)

第九条の十八 指定講習機関は、毎事業年度開始前に（法第四条の三の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その事業年度の定期講習の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、様式第五の十四による届出書に当該届出に係る実施計画を添えて、

経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 実施計画においては、定期講習の日程、募集人員、実施場所、科目別時間数、定期講習業務の実施に係る収支計画その他定期講習の実施に関し必要な事項を定める。

(定期講習受講者等の報告)

第九条の十九 指定講習機関は、事業年度経過後遅滞なく、様式第五の十五の定期講習結果報告書に、受講者の氏名、生年月日及び第一種電気工事士免状の免状番号並びに講習修了の年月日を記載した受講者一覧表を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 2 指定講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度に実施した定期講習業務に関し、次の事項について経済産業大臣に報告しなければならない。

- 一 定期講習の実施の日時、場所、受講者数並びに科目別担当講師の氏名及び略歴
- 二 定期講習に用いた教材等
- 三 定期講習業務の実施に係る収支決算
- 四 その他必要な事項

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第九条の二十 (略)

(指定事業の取消し等)

第九条の二十一 経済産業大臣は、指定講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて指定事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第九条の十一第一項第一号に適合しなくなつたとき。
- 二 第九条の十一第三項、第九条の十五第四項又は第九条の十六第三項の規定による勧告に従わなかつたとき。
- 三 第九条の十二、第九条の十四第二項、第九条の十六第一項、第九条の十七又は第九条の十八第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第九条の十九第一項、第二項又は次条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 第九条の二十第一項の規定に違反したとき。
- 六 正当な理由がないのに第九条の二十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 七 第九条の二十三第二項の規定による公示を行わなかつたとき。
- 八 不正の手段により法第四条の三の指定を受けたとき。

(報告の徴収)

第九条の二十二 経済産業大臣は、定期講習の実施に必要な限度において、指定講習機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(公示等)

第九条の二十三 経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

法第四条の三の指定をしたとき。	一 指定年月日 二 指定講習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名 三 定期講習業務を行う事務所の名称及び所在地
第九条の十二の規定による届出があつたとき。	一 変更年月日 二 指定講習機関の名称及び住所 三 変更する事項
第九条の十四第二項の規定による届出があつたとき。	一 指定講習機関の地位を承継した年月日 二 指定講習機関の地位を承継された者の名称及び住所並びに代表者の氏名 三 指定講習機関の地位を承継した者の名称及び住所並びに代表者の氏名 四 指定講習機関の地位を承継した者が定期講習業務を行う事務所の名称及び所在地
第九条の十七の規定による届出があつたとき。	一 定期講習業務を廃止する年月日 二 指定講習機関の名称及び住所
第九条の二十一の規定により指定を取り消し、又は定期講習事業の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一 指定を取り消し、又は定期講習業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 二 指定講習機関の名称及び住所 三 定期講習事業の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた定期講習事業の範囲及びその期間

2 指定講習機関は、定期講習を実施する日時、場所その他定期講習の実施に関する事項をあらかじめ公示しなければならない。

(定期講習の細目)

第九条の二十四 第九条の九から前条までに定めるもののほか、定期講習について必要な事項は、経済産業大臣が定める。

○電気工事士法第七条第一項に規定する経済産業大臣が指定する者を定める省

令（平成 13 年経済産業省令第 147 号）（抄）

電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条の三及び第七条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電気工事士法第四条の三に規定する経済産業大臣が指定する者等を定める省令を次のように定める。

電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第七条第一項 に規定する経済産業大臣が指定する者として次の者を指定する。

名称	主たる事務所の所在地
一般財団法人電気技術者試験センター	東京都中央区八丁堀二丁目九番一号

### 消費生活相談員資格試験の一部免除措置

○税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）（抄）

（試験科目の一部の免除等）

第七条 税理士試験において試験科目のうちの一部の科目について政令で定める基準以上の成績を得た者に対しては、その申請により、その後に行われる税理士試験において当該科目の試験を免除する。

- 2 税法に属する科目その他財務省令で定めるもの（以下この項及び次条第一項第一号において「税法に属する科目等」という。）に関する研究により修士の学位（学校教育法第百四条 に規定する学位をいう。次項及び次条第一項において同じ。）又は同法第百四条第一項 に規定する文部科学大臣の定める学位で財務省令で定めるものを授与された者で税理士試験において税法に属する科目のいずれか一科目について政令で定める基準以上の成績を得た者が、当該研究が税法に属する科目等に関するものであるとの国税審議会の認定を受けた場合には、試験科目のうち当該一科目以外の税法に属する科目について、前項に規定する政令で定める基準以上の成績を得たものとみなす。

3～5（略）

第八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、税理士試験において当該各号に掲げる科目の試験を免除する。

- 一 大学等（学校教育法 の規定による大学若しくは高等専門学校又は同法第百四条第四項第二号 に規定する大学若しくは大学院に相当する教育を行う課程が置かれる教育施設をいう。次号において同じ。）において税法に属する科目等の教授、准教授又は講師の職にあつた期間が通算して三年以上になる者及び税法に属する科目等に関する研究により博士の学位を授与された者については、税法に属する科目

二～十（略）

- 2 前項第一号又は第四号から第九号までに規定する職又は事務のうち、試験



の免除科目を同じくする職又は事務の二以上に従事した者に対しては、それぞれ当該職又は事務についてこれらの号に規定する年数を十年とする割合により年数を換算してこれらの職又は事務の二以上に従事した期間を通算した場合に、その期間が十年以上になるときは、その申請により、税理士試験において当該科目の試験を免除する。この場合において、第一号又は第八号若しくは第九号に規定する職又は事務に従事した者については、当該職又は事務に従事した期間を税法に属する科目のうち国税に関するもの又は地方税に関するもののいずれかを免除する他の事務に従事した期間に通算することができるものとする。

○マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)(抄)  
第六条 マンション管理士試験(以下この章において「試験」という。)に合格した者は、マンション管理士となる資格を有する。

(試験)

第七条(略)

2 国土交通省令で定める資格を有する者に対しては、国土交通省令で定めるところにより、試験の一部を免除することができる。

(試験の実施)

第八条 試験は、毎年一回以上、国土交通大臣が行う。

(指定試験機関の指定)

第十一条 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、その指定する者(以下この節において「指定試験機関」という。)に、試験の実施に関する事務(以下この節において「試験事務」という。)を行わせることができる。

○マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第110号)

(試験の内容)

第二条 前条の基準によって試験すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- 一 マンションの管理に関する法令及び実務に関すること(第四号に掲げるものを除く。)
- 二 管理組合の運営の円滑化に関すること。
- 三 マンションの建物及び附属施設の構造及び設備に関すること。
- 四 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(以下「法」という。)に関すること。

(法第七条第二項の国土交通省令で定める資格を有する者)

第三条 法第七条第二項の国土交通省令で定める資格を有する者は、管理業務主任者試験に合格した者とする。

(試験の一部免除)

第四条 管理業務主任者試験に合格した者については、第二条に掲げる試験すべき事項のうち同条第四号に掲げるものを免除する。

○中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）（抄）

(中小企業の経営診断の業務に従事する者に係る試験)

第十二条 経済産業大臣は、中小企業の経営診断の業務に従事する者の資質の向上を図るため、中小企業の経営診断に関する必要な知識についての試験を行う。

2 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、前項の試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

一・二（略）

3～8（略）

9 前各項に定めるもののほか、第一項の試験及び指定試験機関に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成 12 年通商産業省令第 192 号）（抄）

(第一次試験)

第四十条 第一次試験は、中小企業診断士となるのに必要な学識を有するかどうかを判定することを目的とし、次の各号に掲げる科目について、多肢選択式又は短答式による筆記の方法により行う。

一 経済学・経済政策

二 財務・会計

三 企業経営理論

イ 経営戦略論

ロ 組織論

ハ マーケティング論（製品開発を含む。）

四 運営管理（オペレーション・マネジメント）

イ 生産管理

ロ 店舗・販売管理

五 経営法務

イ 事業開始、会社設立、倒産等に関する知識

- ロ 知的財産権に関する知識
- ハ 取引及び契約法務に関する知識
- ニ 資本市場に関する知識
- 六 経営情報システム
  - イ 情報通信技術に関する基礎的知識
  - ロ 経営情報管理
- 七 中小企業経営・中小企業政策
  - イ 中小企業の経営特性及び経営課題
  - ロ 中小企業政策

(第一次試験の免除)

第四十一条 次の各号に掲げる者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に掲げる科目について第一次試験を免除する。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学（予科を含む。）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において通算して三年以上経済学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者 経済学・経済政策
  - 二 経済学について公認会計士試験を受け、その試験に合格した者又は不動産鑑定士（不動産鑑定士試験に合格した者を含む。） 経済学・経済政策
  - 三 公認会計士（公認会計士試験に合格した者を含む。）又は税理士（税理士法第三条第一項第一号 から第三号 までに規定する者を含む。） 財務・会計
  - 四 弁護士（司法試験に合格した者を含む。） 経営法務
  - 五 技術士（情報工学部門に登録されている者に限る。）又は情報工学部門に係る技術士となる資格を有する者 経営情報システム
  - 六 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第七条第一項の規定による情報処理技術者試験（情報処理技術者試験規則（昭和四十五年通商産業省令第五十九号）の規定によるITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、システム監査技術者試験又は応用情報技術者試験に限る。）に合格した者 経営情報システム
- 2 第一次試験の一部の科目に合格した者に対しては、その合格した第一次試験の行われた年の初めから三年以内に第一次試験を受ける場合は、その申請により第一次試験の当該一部科目を免除する。